

⑥令和7年度 物流改善支援事業 募集実施要領(個別)

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、近年急速に関心が高まるトラックドライバー不足や環境負荷低減など物流を取り巻く様々な問題に対し、利用港転換やモーダルシフトといった物流改善の取組みを支援することにより、強靱なサプライチェーンの構築を促し、阪神港の貨物維持や集貨を促進させることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

(i) 他港利用からの転換支援事業

国内他港を利用して輸出入している外貨実入コンテナについて、新たに阪神港を利用した輸出入に転換する事業。

ただし、阪神港内で転換される貨物（大阪港から神戸港及び神戸港から大阪港の転換）、仕出地、仕向地が韓国の港である貨物および韓国の港でトランシップされる貨物は対象外となります。

(ii) モーダルシフト支援事業

国内輸送の全経路において貨物自動車による陸上輸送等を行っていた外貨実入コンテナについて、船舶（内航船・フェリー・はしけ等）または鉄道を利用した輸送モードに転換し、阪神港で輸出入する事業。

※同一の貨物では i、ii の事業に重複して応募することはできません。

また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託はできません。

(2) 委託対象者

荷主・物流事業者

「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案を条件とします。なお、共同提案において、2社はそれぞれ別の法人格を有する必要があります。

「輸送依頼者」：輸送事業者コンテナ輸送に関する業務を依頼した者（実荷主、フォワーダー等）

「輸送事業者」：輸送依頼者からコンテナ輸送に関する業務を受託し、当該輸送に関わる者

（フォワーダー、倉庫事業者、通関事業者、ドレージ事業者等）

※輸送事業者は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意したうえで事業計画提案書を策定してください。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で業務内容及び業務委託料を協議し、決定します。

○単価

(i) 1TEUあたり 20,000 円

(ii) 1TEUあたり 3,000 円

※適用上の注意

業務委託料の対象となる貨物量の上限は1事業あたり1,000TEUとします。

ただし、対象期間における最低輸送貨物量は20TEUとします。

20TEUを下回る場合、業務委託契約の解除の有無にかかわらず、業務委託料の支払いはできません。

(4) 提出書類

【応募時】

① 事業計画提案書

(i) (様式1-⑥物流改善_転換)

(ii) (様式1-⑥物流改善_モーダル)

② 提案事業者の会社概要 (様式2 共通)

③ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

(例) (i) 転換以前の港で輸出入されていたことが分かる資料 (BL等)

(ii) 転換以前に貨物自動車で陸送されていたことが分かる資料等

【委託契約期間中】

① 実績を確認できる月次報告書

② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

(例) (i) 対象のコンテナが阪神港で輸出入されたことを確認できる資料 (BL等)

(ii) 輸送形態転換後の手段で輸送されたことを確認できる資料

(フェリー、内航船社、鉄道事業者等からの請求書等)

【委託契約終了時】

① 事業実績報告書

(i) (様式3-⑥物流改善_転換)

(ii) (様式3-⑥物流改善_モーダル)

※対象期間における輸送実績が20TEUを下回る場合も、事業実績報告書を提出してください。

② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

営業部 営業課 ☎078-855-3206 (直通)

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp